

奈良県告示第三百七十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和七年三月四日

奈良県知事 山下 真

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
吉永医院	生駒市東生駒一丁目七七ー八	令和六年十二月三十一日
羽山歯科医院	大和高田市大字奥田一八ー一	令和六年十二月三十一日
辻之内歯科医院	橿原市葛本町三六五ー七	令和六年十二月三十一日
中央薬局大和八木店	橿原市内膳町五ー二ー四〇 F ACEビル一階	令和六年十二月三十一日
森歯科医院	大和郡山市城南町四ー一六	令和七年一月一日
吉田歯科医院	高市郡高取町大字市尾九五三	令和七年一月五日